

シティパーキングアコス 指定管理者募集要領

指定期間：令和 9 年(2027 年)4 月 1 日 から 令和 12 年(2030 年)3 月 31 日

令和 8 年(2026 年)8 月

草加市
都市整備部 都市計画課

目次

第 1 章 募集概要.....	4
1 募集の目的と趣旨.....	4
2 指定期間.....	4
3 対象施設の概要.....	4
4 利用時間及び入出庫可能時間.....	5
第 2 章 指定管理業務.....	5
1 主な業務の範囲.....	5
2 損害賠償とリスク分担(責任区分).....	5
第 3 章 利用料金制及び基本納付金.....	6
1 利用料金制.....	6
2 納付金.....	6
第 4 章 収支実績.....	7
第 5 章 提案事項一覧.....	7
1 基本納付金の金額.....	8
2 任意で提案できる事項.....	8
第 6 章 選定方法.....	9
1 選定基準.....	9
2 申請要件.....	10
3 共同事業体の取り扱い.....	11
第 7 章 公募及び選定の概要.....	11
1 全体スケジュール.....	11
2 募集要項等の公表・配布.....	12

3 現場説明会	12
4 質問の受付・回答	12
5 指定申請書類の受付	12
6 一次選考(書類審査)	14
7 事業計画書・収支計画書の提出	14
8 二次選考(評価)	14
9 指定管理者候補者の決定～協定の締結	15
第8章 その他	16
1 第三者への業務委託	16
2 情報の取扱い	16
3 市政への協力	16
4 その他	16
第9章 法令等の遵守	17
第10章 連絡・提出先	17

第 1 章 募集概要

1 募集の目的と趣旨

シティパーキングアコスについて効率的かつ安定的な運営及び効果的な企画を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び草加市駐車場条例（平成 17 年条例第 40 号）の規定により、シティパーキングアコスの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

シティパーキングアコスは、市街地における自動車の駐車需要に対応し、道路交通の円滑化、都市機能の増進及び地域経済の振興に資する目的から設置された施設です。指定管理においては、シティパーキングアコスの設置趣旨と公共駐車場の特性を十分理解し、社会経済環境の変化を機微に捉えた持続的な施設運営と、質の高い駐車サービスを提供することを目的とします。

2 指定期間

(1) 指定期間

令和 9 年(2027 年)4 月 1 日 から 令和 12 年(2030 年)3 月 31 日まで(3 年間)

3 対象施設の概要

対象施設は下表のとおりです。表内の普通自動車とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する普通自動車をいいます。

【1】シティパーキングアコス(南館・北館・駅前広場)

項目	内容
名称	シティパーキングアコス アコス南館駐車場 アコス北館駐車場 駅前広場地下駐車場 ※3つの駐車場が一体となった施設です
所在地	南館 埼玉県草加市高砂二丁目 7 番 1 号 北館 二丁目 9 番 1 号 駅前広場 二丁目 7 番 2 号 ※東武スカイツリーライン草加駅東口に立地しております
設置の目的	円滑な道路交通を確保し、都市機能の増進と地域経済の振興を図るため、駐車場を設置する。
開設時期	平成4年(1992年)2月
建築の構造等	構造: 鉄筋コンクリート造地下 1～3 階(南館及び北館は、地下 2～3 階) 延床面積: 約 24,701 平方メートル(南館: 約 5,280 平方メートル／北館: 約 3,949 平方メートル／駅前広場: 約 15,473 平方メートル) ※仕様書を参照

駐車形式	自走式
対象車両	普通自動車（長さ 5.5m、幅 2.25m、高さ 2.0m、重さ 4.0t以下のものに限る）
収容台数	474 台（うち障害者用 6 台）
駐車料金（現行）	基本料金 200 円/30 分（最初の1時間：400 円） 24 時間まで最大料金 1,300 円（以降基本料金を加算） 回数券（200 円券 22 枚入り） 4,000 円 短期定期駐車券 6,500 円/7 日間 平日定期駐車券 15,000 円/月（土・日・祝日を除く平日の 00:00～24:00） 全日定期駐車券 27,000 円/月
備考	南館はアコス専門店街及びイトーヨーカドー草加店、北館は草加マルイとつながっています。

4 利用時間及び入出庫可能時間

（1）利用時間（供用時間）

00:00～24:00

（2）入出庫可能時間（営業時間）

06:00～24:00

（3）営業日

年中無休

草加市が駐車場の補修その他の理由により必要があると認めたときは、指定管理者と協議の上で駐車場を休業し、又は駐車場の全部若しくは一部の使用を休止することがあります。

ただし、現時点では、草加市で更新工事の予定がありますが、臨時休場は行わない見込みです。

第 2 章 指定管理業務

1 主な業務の範囲

指定管理者は、主に次の業務を行います。各業務の詳細は仕様書を参照してください。

- （1）供用に関する業務
- （2）料金徴収に関する業務
- （3）構造及び設備の維持管理に関する業務

2 損害賠償とリスク分担（責任区分）

（1）損害賠償責任

指定管理者は、自己の責に帰すべき事由により、草加市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。

(2) リスク分担

施設の管理運営において、突発的な事故や躯体・設備の破損、自然災害の発生、経済状況の変動など、事前に把握・想定することが困難な事情に起因して発生する被害や損失について、草加市と指定管理者間での基本的責任区分(リスク分担)を予め定めます。リスク分担表については、仕様書を参照してください。

(3) 指定の取消し

草加市が指定管理者に対して行う立入検査や日常的な監督において、指定管理者(共同事業体の場合は構成団体も含む)が、次の事項に該当すると認められたとき、草加市は指定管理者に対して改善勧告若しくは指示を行い、若しくは指示等に従わないとき、又は事態が重大であると認めるときは、指定の取消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。また、これらに伴い草加市に損害が生じた場合は、その損害の賠償を請求することがあります。

(ア) 業務に際し不正行為があったとき。

(イ) 草加市に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく立入検査又は報告等を拒んだとき。

(ウ) 基本協定の履行をせず、又はこれに違反したとき。

(エ) 指定管理者又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき。

(オ) 経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することが著しく困難であると認められたとき。

(カ) 組織的な違法行為を行った場合など、指定管理業務を行うことが社会通念上著しく不相当と判断されたとき。

(キ) その他草加市が指定を取り消すに足る事実が認められたとき。

第3章 利用料金制及び基本納付金

1 利用料金制

シティパーキングアコスは、平成30年(2018年)4月1日から利用料金制へ移行しました。利用料金制とは、施設の利用料金収入を指定管理者のものとし、その収入を施設の運営経費に充当する仕組みです。

指定管理者は、利用料金収入の一部を草加市に納めます。指定管理者の経営努力により、経費を縮減又は利用料金収入が増加することとなった場合、その収支差の一部が指定管理者の利益となります。

2 納付金

(1) 納付金の区分

区分	性質	納付回数	納付時期
基本納付金	最低保証金として草加市に納めるもの	4回	7月末、10月末、 翌年1月末、4月末

(2) 基本納付金

基本納付金とは、指定管理者が草加市に納める最低保証金であり、毎年度 7 月末、10 月末、翌年 1 月末、4 月末の 4 回(4 分の 1 ずつ)に分けて、施設ごとに納付します。下表は基本納付金の下限額です。

【様式 10-2】収支計画書作成要領のとおり、下表の金額以上で提案してください。

なお、提案された基本納付金の金額は価格評価の対象となり、草加市との協議後も変更は認めません。提案された金額で年度協定を締結します。また、収支差(自主事業除く)が提案した基本納付金を下回った場合でも、その差額を指定管理者が補填し、草加市に納付します。

【基本納付金の下限額】(単位:千円)

年度	令和 9 年度(2027 年度)	令和 10 年度(2028 年度)	令和 11 年度(2029 年度)
下限額	140,000	140,000	140,000

(3) 基本納付金の減額補正

草加市が実施する工事等により、一度に 50 台以上の車室を一時的に閉鎖する場合は、当該閉鎖に伴う指定管理者の経営への影響を考慮し、あらかじめ定めた当該年度の基本納付金を減額補正するものとし、減額後の基本納付金は、次の計算式により算定した額とします。なお、減額補正については、当該年度における閉鎖車室数及び閉鎖期間の実績により算定することとします。

計算式:

減額補正後の基本納付金額

= 設定基本納付金額 - 設定基本納付金額 × 閉鎖車室数 ÷ 全車室数 × 閉鎖日数 ÷ 365 日 × 1/2

※算出後に発生した小数点以下の金額は切り捨てとします。

第 4 章 収支実績

過去 4 年間の収支実績は下表のとおりです。なお、下表の支出内訳は、参考資料を参照してください。

年度	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
駐車台数 (台)	464,772	448,011	448,455	421,140
利用料金収入 (円)	226,412,720	222,912,620	227,855,490	265,285,370
支出 (円)	172,476,665	140,880,280	140,584,490	132,314,370

第 5 章 提案事項一覧

以下の事項について提案してください。

1 基本納付金の金額

【様式 10-1】収支計画書で基本納付金の金額を提案してください。なお、作成にあたっては、収支計画書の作成要領を必ず確認してください。

2 任意で提案できる事項

(1) 自主事業

指定管理者は、前掲した指定管理業務のほか、駐車場の施設内において自らの負担により、利用料金以外を利用者から徴収して実施する事業(利用行為)を行うことができます。自主事業を行う場合は、次の条件に留意し、内容を事業計画書に記載してください。

(ア) 自主事業に要する経費は、全て指定管理者の持ち出し(指定管理業務の経費としてみなさない負担)となります。また、自主事業で得た収入は、指定管理業務外の収入となり、利用料金収入には該当しません。ただし、駐車場区画を使用して実施する自主事業については、利用料金収入として取り扱います。

(イ) 自主事業は、利用者サービスの向上や収益確保を目的とし、かつ、指定管理業務を妨げないものに限ります。

(ウ) 指定管理者が自主事業を行う場合、事前に草加市と協議し、草加市の承認を得る必要があります。また、自主事業の内容により、行政財産の目的外使用許可等を取得する必要があります。

(エ) 指定管理業務に影響が出ていると判断される場合は、草加市から改善や中止を命じる場合があります。

(オ) 自主事業が承認されない場合や、中止となった場合に生じる損失や減収は補償しません。

(カ) 指定管理者は前年度実績や利用者ニーズを考慮した上で、既存事業の継続と新規事業の必要性について十分検討し、次年度の事業計画に反映させてください。

(キ) 指定管理者は自主事業を完了したときは、事業の実施状況と収支決算を明記した事業報告書を草加市に提出してください。

(2) 機器の持ち込み

指定管理者は、事前に草加市と協議し承認を得ることで、自らの負担と責任で機器を持ち込む(新設する)ことができます。指定管理期間中においても同様です。機器の新設に伴う既設の機器の移設、撤去、処分に要する費用は、指定管理者の負担となります。また、処分の有無については、事前に草加市と協議し、承認を得た上で決定するものとします。新設された機器は、原則指定管理期間終了時に原状回復としますが、草加市との協議の上、決定するものとします。

指定管理者が機器の持ち込みをする場合、収支計画には経費の反映を行わず、事業計画書に記載してください。なお、承認されない場合や、中止となった場合に生じる損失や減収は、自主事業同様に補償しません。

また、指定管理者は、各駐車場にある既設の機器を使用することができ、自らの責任でプログラムの設定・変更を行うことができます。

(3) 提携店舗等との連携

指定管理者は、駐車場利用者の利便性向上及び地域経済等の活性化を図るため、次に掲げる事項について提案することができます。提案を行う場合は、その内容を、事業計画書に記載してください。

(ア) 効率的な駐車サービスの実施方法

既存の提携店舗等との間における駐車サービス(割引認証やサービス券の付与等)の実施に当たり、利用者及び店舗双方にとって利便性が高く、効率的な運用方法に関する提案。

(イ) 連携体制の拡大及びサービスの拡充

既存の提携店舗の維持・拡大に向けた取組や、新たなサービス連携など、周辺商店街等との一体的な活性化に資する提案。

第 6 章 選定方法

1 選定基準

指定管理者の選定は、草加市駐車場条例第 16 条に基づき指定管理者選考委員会で、下表のとおり事業実績、業務実施体制、提案事項、事業実施計画の 4 区分から総合的に判断します。

評価区分	項目 No.	評価項目	評価の視点
企業実績 (配点割合:20%)	1	駐車場管理運営実績	・駐車場を適正に管理運営した業務実績があるか。 ・シティパーキングアコスと類似した施設の管理運営実績があるか。
	2	財務状況の健全性・安全性	・経営状態が安定しており、指定管理業務を継続的かつ安定して履行できる財務基盤を有しているか。
業務実施体制 (配点割合:30%)	3	人員配置体制	・人員配置や管理責任者の設置等、適切な体制が確保され、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。 ・事故や災害発生等の非常時に、適切に対応する体制が確保されているか。
	4	設備持ち込み、ICT 導入による管理の効率化・高度化	・最新精算機、ゲート導入、キャッシュレス決済、カメラ式車両認識、リモート監視等の設備持ち込み提案があるか。 ・設備導入により業務効率化、省人化、コスト削減、利用者の利便性の向上が明確に図られているか。
施設価値向上 (配点割合:10%)	5	自主事業の提案・創出	・駐車場の利便性向上や新たな魅力創出につながる、実現可能性の高い自主事業案が含まれているか。
地域活性化への貢献 (配点割合:10%)	6	提携店舗等との連携・地域貢献	・現行の提携店舗との駐車料金サービスについて運用体制が確保されているか。 ・効率的で円滑な運用策が示されているか。

			・地域活性化に寄与する提案があるか。
収支計画及び基本納付金 (配点割合:30%)	7	収支計画の実現可能性	・積算根拠が明確で実現性の高い妥当性のある収支計画であるか。
	8	基本納付金の平均金額	・積極的かつ実現可能性の高い納付額の提案がされているか。

2 申請要件

(1) 資格要件

次の全ての要件を満たしている法人(団体等)とし、個人での申請はできません。

(ア) 過去 3 年間で地下駐車場施設の管理実績がある。

※本施設は、給排気設備や泡消火設備等、地下駐車場特有の設備を有することから、地下駐車場の管理実績があることを資格要件とします。

※資格要件としてみなすことができる実績は、「委託契約の元請け」、「指定管理者」及び「共同事業体の代表団体または構成団体」としての実績に限り、ます。下請け・再委託としての受託実績は実績としてみなしません。

(イ) 指定期間中、安定的に当該施設を管理運営する能力を有し、かつ、施設の機能を効果的・効率的に達成することができること。

(2) 欠格事由

次のいずれかに該当する法人(団体等)は、申請することはできません。なお、欠格事由の該当の有無を確認するため、警察署等関係官公署に照会を行う場合があります。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当するもの。

(イ) 草加市から指定停止又は指定除外の措置を受けているもの。

(ウ) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始しているもの。

(エ) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合、当該取消しを受けてから5年を経過していないもの。

(オ) 指定管理者(共同事業体の場合は構成団体も含む)になろうとする法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体。

(カ) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体。

(キ) 代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含みます。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいいます。)が暴力団の構成員等である団体。

(ク) 市民税、法人税、消費税等を滞納しているもの。

3 共同事業体の取り扱い

複数の企業等が共同事業体を構成して申請する場合は、構成する全ての法人(団体等)が前記の欠格事項に該当しないことを確認し、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者が申請し、協定書等の写しを提出してください。

なお、共同事業体の資格要件については、代表団体が前記の申請要件を満たしている必要があります。

第 7 章 公募及び選定の概要

1 全体スケジュール

予定しているスケジュールは以下のとおりであり、予告なく変更する場合があります。

また、申請に係る経費は、申請する法人(団体等)が負担します。なお、選定過程及び選定結果は、草加市ホームページ等で公表されます。

なお、指定管理者候補者の指定が議会で否決された場合に、損害が生じても、草加市は一切の責任を負いません。

【選定時のスケジュール案】

No.	内容	期日
1	ホームページ掲載	令和 8 年(2026 年)8 月 31 日(月)
2	募集要領等の公表・配布	令和 8 年(2026 年)8 月 31 日(月)～10 月 5 日(月)
3	現場説明会の申込	令和 8 年(2026 年)8 月 31 日(月)～9 月 9 日(水)
4	現場説明会	令和 8 年(2026 年)9 月 10 日(木)～11 日(金)
5	質問の受付	令和 8 年(2026 年)8 月 31 日(月)～9 月 16 日(水)
6	質問の回答	令和 8 年(2026 年)9 月 28 日(月)
7	指定申請書類の受付	令和 8 年(2026 年)9 月 28 日(月)～10 月 5 日(月)
8	一次選考(書類審査)	令和 8 年(2026 年)10 月上旬～中旬
9	事業計画書・収支計画書の提出	令和 8 年(2026 年)10 月中旬
10	二次選考(プレゼンテーション)	令和 8 年(2026 年)10 月下旬
11	指定管理者候補者への通知	令和 8 年(2026 年)11 月上旬
12	指定管理者の指定(議決)	令和 8 年(2026 年)12 月中
13	基本協定の締結	令和 9 年(2027 年)3 月 31 日(水)

14	年度協定の締結	令和 9 年(2027 年)4 月 1 日(木)
15	指定管理業務の開始	令和 9 年(2027 年)4 月 1 日(木)

2 募集要領等の公表・配布

本募集要領や仕様書等の資料は、ホームページからダウンロードしてください。紙での配布を希望する場合は、事前に「第 10 章 連絡・提出先」に記載の担当に連絡の上、都市計画課窓口にお越しください。

配布期間: 令和 8 年(2026 年)8 月 31 日(月)～10 月 5 日(月)

配布場所: 草加市ホームページ又は都市計画課窓口(草加市役所本庁舎 5 階)

ホームページ: [http://soka.webpage-creation-](http://soka.webpage-creation-support.info/wcms/rest/contents/actions/preview?SITEID=SITE000000000000000023&OPENSERVID=&FILEID=PAGE000000000000085036&VERSION=1&DATE=&STATUS=)

[support.info/wcms/rest/contents/actions/preview?SITEID=SITE000000000000000023&OPENSERVID=&FILEID=PAGE000000000000085036&VERSION=1&DATE=&STATUS=](http://soka.webpage-creation-support.info/wcms/rest/contents/actions/preview?SITEID=SITE000000000000000023&OPENSERVID=&FILEID=PAGE000000000000085036&VERSION=1&DATE=&STATUS=)

3 現場説明会

現場説明会の参加は任意であり、評価には影響しません。

申込方法: 様式 1「現場説明会申込書」を電子メールで提出

申込期限: 令和 8 年(2026 年)8 月 31 日(月)～9 月 9 日(水) 17:00 まで

現場説明会: 令和 8 年(2026 年)9 月 10 日(木)～11 日(金) 10:00～17:00 頃(予定)のうち市が指定する日時

集合場所: アコスイベント広場(埼玉県草加市高砂二丁目 7 番 1 号 アコス南館前ウッドデッキ)

4 質問の受付・回答

募集に関する質問を【様式 2】質問書で受け付けます。なお、質問が無い場合は、その旨を記入し、提出してください。※その他、電話、口頭による質問等には一切応じられません。

受付期間: 令和 8 年(2026 年)8 月 31 日(月)～9 月 16 日(水) 17:00 まで

提出方法: 電子メールで提出

回答方法: 令和 8 年(2026 年)9 月 28 日(月)に、草加市ホームページに掲載予定

5 指定申請書類の受付

提出先: 都市計画課窓口(草加市役所本庁舎 5 階)にて受け付けます。なお、郵送や FAX、電子メールでの申請は一切受け付けません。

受付期間: 令和 8 年(2026 年)9 月 28 日(月)～10 月 5 日(月) 09:00～17:00 まで

提出書類: 提出する書類は、下表のとおりフォルダ等に綴じてください。

インデックス	名称	備考
なし	指定管理者指定申請書	【様式 3-1】指定管理者指定申請書

なし	指定管理者指定申請書(共同事業体による申請)	共同事業体を結成する場合のみ【様式 3-2】指定管理者指定申請書(共同事業体による申請)
なし	指定管理者申請者代表者・役員名簿	【様式 4】指定管理者申請者代表者・役員名簿
なし	共同事業体結成協定書	共同事業体を結成する場合のみ(任意書式)(【参考様式】シティパーキングアコスの指定管理に係る共同事業体協定書 を参考に作成してください。)
なし	共同事業体担当者連絡票	共同事業体を結成する場合のみ【様式 6】共同事業体担当者連絡票
なし	暴力団排除に関する誓約及び同意書	【様式 5】暴力団排除に関する誓約及び同意書(役員等も含む。)
ア	定款又は寄付行為	
イ	法人登記事項証明書	
ウ	納税証明書等	法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税
エ	団体概要	【様式 7】団体概要
オ	管理運営業務実績報告書	【様式 8】管理運営業務実績報告書 ※実績を証明する書類(契約書や指定管理者の指定通知等)の写しを添付してください。
カ	財務諸表等	直近過去 3 年分を提出すること ①貸借対照表、②損益計算書、③キャッシュフロー計算書
キ	その他資料	草加市が追加提出を求めた場合のみ

提出部数: 正 1 部 副 14 部

※ファイル表紙及び背表紙に「令和 8 年度(2026 年)シティパーキングアコス指定管理者選定 申請書類 正本(又は副本)」及び「申請団体名」を表示してください。

※共同事業体で申請する場合は、ア～エ及びカは各構成団体分を提出してください。

※共同事業体で申請する場合、カは代表団体の実績を提出してください。

※法人でない団体の場合、ア～エはこれに相当するものを提出してください。

そ の 他:

(ア) 提出期間は一切の遅延を認めません。

(イ) 一度提出された書類については、草加市から指示した場合を除き、内容の変更・追加・差し替え等はできません。

- (ウ) 申請書類は返却しません。辞退した場合においても同様です。
- (エ) 申請に要する経費は、申請団体が負担します。
- (オ) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (カ) 申請書類提出後に辞退する場合は、その旨を書面により申し出てください。
- (キ) 提出書類の著作権は、各申請団体等に帰属しますが、選定等において草加市が必要と認めるときは、草加市が提出書類の全部又は一部を無断及び無償で複製できるものとします。

6 一次選考(書類審査)

(1)審査内容

提出された申請書類から、参加資格に関する審査を行います。必要に応じて、申請団体に対してヒアリング等を実施する場合があります。なお、6 者以上から申請があった場合、選考基準に基づき申請書類を客観的に点数化し、二次選考に参加する事業者を上位 5 者程度に制限する場合があります。

(2)審査結果

令和 8 年(2026 年)10 月中旬に、全申請団体に結果を通知します。

7 事業計画書・収支計画書の提出

草加市から書類審査の結果とともに、事業計画書・収支計画書の提出を依頼します。

提出先: 都市計画課窓口(草加市役所本庁舎 5 階)にて受付けます。なお、郵送や FAX、電子メールでの申請は一切受け付けません。

受付期間: 書類審査結果通知時に案内します。(10 月中旬を予定)

提出書類: 提出する書類は、下表のとおりフォルダ等に綴じてください。

インデックス	名称	備考
ク	事業計画書	任意書式(【様式 9】事業計画書作成要領を必ず確認してください。)
ケ	収支計画書	【様式 10-1】収支計画書(【様式 10-2】収支計画書作成要領を必ず確認してください。)

提出部数: 正 1 部 副 14 部

※ファイル表紙及び背表紙に「令和 8 年度(2026 年)シティパーキングアコス指定管理者選定 提案書類 正本(又は副本)」及び「申請団体名」を表示してください。

8 二次選考(評価)

(1) 審査内容

学識経験者を構成員に含めた選考委員会にて、提案書類をもとに、申請団体によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価を行います。

なお、プレゼンテーションは、提出した事業計画書等を用いて行うことを基本としますが、プレゼンテーション用資料(スライド印刷物、補足資料等)を持ち込んで発表に使用しても差し支えありません。ただし、

プレゼンテーション用資料については、提出した事業計画書等の内容・数値を変更するものではない(事業計画書等の説明・補足を目的とする)範囲にとどめてください。また、選考委員・事務局配布用の部数(15部)をご用意ください。

なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備します。プレゼンテーションに必要なその他の機器については、提案者で用意してください。

(2) 審査結果

令和8年(2026年)11月下旬以降に、指定管理者として最も適当と認める申請団体を指定管理者候補者として決定し、二次選考に進んだ全申請団体に結果を通知します。

なお、審査結果の公表時期については、令和8年12月定例会での指定管理者の指定(議決)後に、草加市ホームページ等で掲載します。

9 指定管理者候補者の決定～協定の締結

指定管理者候補者となった法人(団体等)は、業務開始に向けて草加市と必要な協議を行いながら、前指定管理者からの引き継ぎを行います。事業の円滑かつ確実な引継ぎ及び運用開始に向け、草加市、前指定管理者、新指定管理者の三者による連絡協議等を必要に応じて実施します。協議する主な内容は以下のとおりです。

(1) 協議する主な内容：

- (ア) 提携店舗の駐車サービスの実施方法に関する事
- (イ) 自主事業に関する事
- (ウ) 設備・備品の持込みに関する事
- (エ) 駐車場の料金形態に関する事
- (オ) 各規程・マニュアル策定に関する事
- (カ) 各駐車券の仕様・運用方法に関する事
- (キ) 駐車場情報のインターネット配信先に関する事
- (ク) 公用車等の料金免除に関する事
- (ケ) 施設の維持管理運営に係る記録(データを含む)の保存方法等に関する事

(2) 基本協定及び年度協定

令和8年(2026年)12月定例会に草加市議会の議決を経て、指定管理者候補者を指定管理者として指定します。

指定管理者は、令和9年(2027年)3月31日までに草加市と指定管理期間中の基本的事項を定めた「基本協定」を締結し、令和9年(2027年)4月1日付で年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

主な基本協定事項	主な年度協定事項
・協定の目的 ・管理物件 ・指定期間	・協定の目的 ・協定の期間 ・事業計画書の承認 ・基本納付金

・業務の範囲 ・第三者委託の禁止 ・施設の修繕 ・緊急時の対応 ・備品の帰属 ・業務等の報告 ・基本納付金 ・自主事業 ・災害対応 ・損害賠償 ・保険 ・原状回復義務 ・指定の取消し	
---	--

第 8 章 その他

1 第三者への業務委託

指定管理者は、全ての業務を一括して再委託することは出来ません。なお、事前に草加市の承認を得ることで、清掃や警備業務等、個別の業務は再委託が可能となります。再委託を行う場合は、可能な限り草加市内業者に優先的に委託するようにしてください。

第三者委託において生じた損害や経費の増加は、指定管理者が負担します。

2 情報の取扱い

指定管理者は、個人情報保護に関する法律及び別記個人情報取扱特記事項を遵守してください。

また、本選定経過や指定管理業務における情報は、個人情報及び法人に係る競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるもの等を除き、草加市ホームページ等において広く公開されます。

3 市政への協力

指定管理者は、環境マネジメント等の草加市の計画・方針、監査や経理状況調査への対応等に関して、協力を行います。

4 その他

本書に定めのない事項については、仕様書等別に規定するもののほか、草加市と指定管理者の協議にて定めることとします。

第 9 章 法令等の遵守

指定管理業務の実施にあたっては、各種法令やガイドラインを遵守します。法令等の詳細は、仕様書を参照してください。

第 10 章 連絡・提出先

〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目 1 番 1 号（草加市役所本庁舎 5 階）
草加市 都市整備部 都市計画課 地区拠点整備係
電話: 048-922-0183 FAX: 048-922-3148
E-mail: toshikeikaku@city.soka.saitama.jp